

B.C.Y.フリーザイラー

元・国際熱帯木材機関(ITTO)事務局長。現 マレーシア木材認証協議会(MTCC)会長。

タイトル

合法及び持続可能と証明された木材(Goho-wood)のさらなる推進に向けた課題と展望

1. 持続可能に管理されている、もしくは認証されている熱帯林の面積は、温帯林、北方林に比べると比較的小さい。これはつまり、多くの熱帯に位置する国々が熱帯林や国家の複雑さといった課題に直面していることを示している。よって、日本の Goho-wood、EU の FLEGT 自主的パートナーシップ合意、アメリカのレイシー法といった合法木材を推進する世界的なイニシアティブは、持続可能な熱帯林の認証といった長期的な目標を追求するにあたっては最も実利的なアプローチである。
2. マレーシアは熱帯材及び熱帯木材製品の主要な輸出国であり、2008 年の輸出金額は約 230 億リングットであった。日本はそのうちの 20%を占め、品目内訳は合板(64%)、家具(13%)、丸太(7%)、製材品(5%)となっている。つまり、日本とマレーシアは Goho-wood 推進に当たって、需要と供給の重要かつ戦略的な役割を担っている。Goho-wood の条件を満たす木材生産の推進に向けた政策や取り組みへの影響力を出すには、熱帯材の国際貿易は絶対に必要であることを強調しておかなくてはならない。貿易が起これなければ、我々は Goho-wood の供給を推進する戦略的手段を失うことになるからである。
3. マレーシアの木材は、以下3つの法的カテゴリを持つ土地から供給されている。
 - 永久保存林(PRF)
 - 州有地林(SLF)
 - 譲渡地 (AL)PRF と SLF は公有地であるが、AL は私有地である。PRF は持続的に管理されているが、SLF と AL についてはそうではなく、その他の土地利用に転換されている。現在、PRF の 33%(443 万 ha)が、PEFC 傘下のマレーシア木材認証制度のもと、持続的な管理がなされているということで認証を得ている。このことから、マレーシアの認証林を由来とし、CoC 認証の確保された木材は持続可能であり、Goho-wood の条件を難なく満たした木材であるといえる。
4. 持続可能な管理の実施と残りの PRF の認証に向けた努力は継続してなされているところである。それでも、非認証の PRF、SLF、AL で行われる伐採やその他の施業は合法性を確保しており、Goho-wood の合法性に関する条件は満たしている。
5. 熱帯林の持続可能な管理を達成するにあたって、その長期的な目標に貢献する合法的な熱帯材の取引を推進する輸出国・輸入国双方にどのようなインセンティブを実施するか、世界中が様々に思案を巡らせている。Goho-wood を推進する全国木材組合連合会による日本の公共調達方針はその中の一つである。極端な例だが、ノルウェイは政府計画への熱帯材の

使用を禁止することを発表している。規制が実施されたアメリカ、成立した EU、多少のアプローチの違いはあるものの、いたるところで違法材の輸入を防止するための動きが始まっている。

さて、熱帯林の状況、発展途上国が面している課題、主要な輸入国が講じている措置、市場の動向を見渡したところで、違法伐採や違法取引に対抗するという Goho-wood の立派な目標を今後どのように進めていけばよいだろうか。本シンポジウムではいくつか個人的な意見を共有したいと思っている。

- 持続可能な木材を今後も引き続き我々の目標とする一方で、実用主義として、短期的には Goho-wood は合法木材に集中するべきだ。
- Goho-wood は新しいイニシアティブである。木材の合法性は輸出国の法律に基づいていることから、国別の実施詳細が作成されるべきである。初期に問題が起こることが予測される。これには木材貿易に関する日マ間の相互諮問フォーラムを設立する必要があるだろう。日マ間経済連携協定のエキスパートグループがこうした諮問プロセスには適切なフォーラムとなりえる。
- Goho-wood の推進に向けては、より明確な合法木材の定義が必要である。例えば、順守しなくてはならない全ての関連法、その順守の実施に必要な手順を含めたりストなどである。この論点では、EU FLEGT の自主的パートナーシップ合意の合法性定義の原則及び基準が Goho-wood の参考になるかもしれない。
- 供給側の Goho-wood 条件の実施については、「柔軟なアプローチ」で新しいイニシアティブを推進するべきである。それと同時に、過誤に対する申し立てが出ないように、信頼性の確保も重要である。おそらく、ライセンスを発行する当局が、追加の書類や証明書を含め、木材の合法性に保証をつけるべきである。
- マレーシア産の認証材は存在するにも関わらず、多くの輸出業者や製造業者はあまり CoC 認証取得に積極的ではない。理由は、認証材のプレミアムが微々たる物であるか存在しないかのどちらかであり、参加する努力やコストに見合っていないからである。こうした市場利益は持続可能な森林管理や認証の維持のための追加費用としても必要である。我々はこの課題についてもどのように対応するべきか話し合う必要がある。おそらく、インセンティブは公共調達方針の一部となるのでは。
- 詳細な合法木材の定義の議論については、実施強化、あるいは近年の効率向上、コスト効率の技術進歩を鑑みて、必要であれば新しい方法や手順開発の際にキャパシティビルディングの技術支援が考えられる。

6. Goho-wood は持続可能な森林管理及び森林認証を推進するに当たって、長期的な目標違法伐採に対抗し、合法木材の取引を推進する点で、賞賛に値するイニシアティブである。我々が信頼できる合法的な木材を保証していく必要がある一方で、コストや市場利益に配慮しながら、実利的で実行可能な手続きや調整が不可欠となってくる。そうすることで、熱帯材の貿易は途絶も抑制もされず、続けることができる。全てのステークホルダーや消費者のサポートを含め、我々は重要な日本の市場における Goho-wood の成功に向けて共に協力していかなくてはならない。